

【経済産業省からの注意喚起】

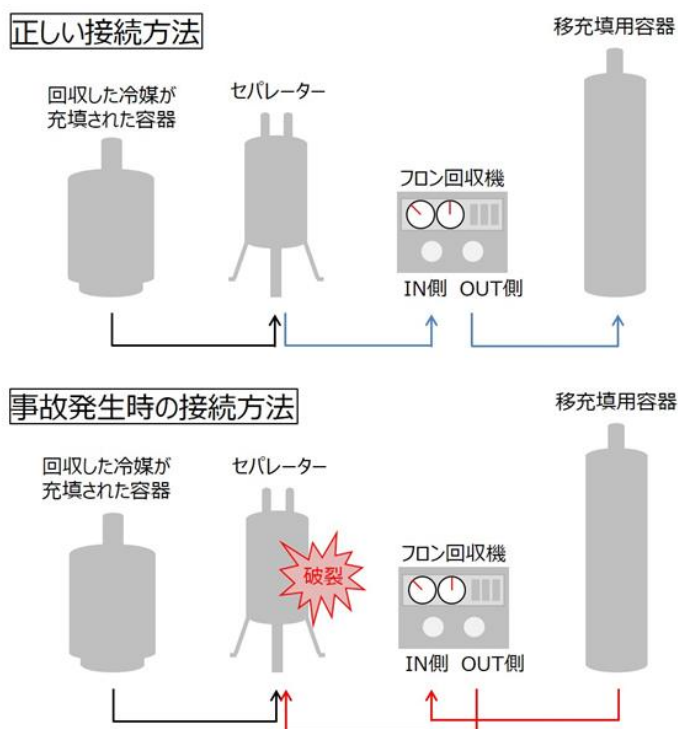
[情報更新（続報）] 冷凍設備から回収された冷媒を取扱うときの注意

令和2年4月16日に、岐阜県において冷凍設備から回収された冷媒であるフロンの取扱中に1名の方が死亡される事故が発生しました。

この事故は、冷凍設備から回収されたフロンの充填された容器から、セパレーター（※1）を介して別の容器に移充填する作業を行う際に、以下の図のようにフロン回収機の吐出口（OUT側）と吸入口（IN側）を誤ってホースを取り付けて作業を行っていたため、セパレーターに過大な圧力がかかり、セパレーターの溶接部分が破裂し、作業者が被災したものです。

冷凍設備から回収した冷媒の移充填を行うときには、冷媒の漏えいととも、ホース、附属品、容器等の接続方法に誤りがないかを十分確認の上、作業を行うようお願いします。

※1：フロンとフロンに混ざった劣化オイルを分離するもの



<注意事項>

高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の要件を満たすフルオロカーボン回収装置を用いた移充填作業は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条に規定される適用除外には該当しません。従って、この作業を行う場合は、同法第5条第2項の規定に基づき都道府県等へ第二種製造者としての届出を行う必要があります。

ホームページのリンク先

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/05/20200519_kouatsu.html